

文 教 福 祉 常 任 委 員 会 記 録

令和4年6月30日(木)午後1時20分～午後2時46分(9階 909 会議室)

○出席委員(9名)

委員 長	白川 敏明
副委員長	川又 康彦
委 員	山田 裕
委 員	高木 直人
委 員	佐原 真紀
委 員	石山 波恵
委 員	鈴木 正実
委 員	羽田 房男
委 員	山岸 清

○欠席委員(なし)

○案 件

所管事務調査 児童虐待防止への取組に関する調査

(1) 参考人招致

参考人 福島県中央児童相談所
相談課長 新田 修 氏

(2) 参考人招致に対する意見開陳

(3) その他

午後1時20分 開 議

(白川敏明委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

初めに、参考人招致を議題といたします。

本日は、参考人として、福島県中央児童相談所の相談課長兼児童福祉司、新田修氏に出席いただき、話を伺います。

参考人招致に関して注意事項を申し上げます。1点目ですが、参考人はあらかじめ依頼した事項、

事前質問について意見を準備して出席します。そのため、事前質問以外の事項について意見を求めた場合、委員長は委員の発言を制止することができますので、ご了承願います。ただし、参考人の了承を得られるならば意見を求めることができます。

2点目ですが、参考人招致は証人と異なり、百条調査のような強制力がなく、委員から依頼して出席を求めるものですので、参考人に対し礼節を尽くし、追及するような質問をしないでください。

3点目ですが、本日のスケジュールは次第及び参考人招致実施要領の5、当日の進め方の6月30日分の日程のとおりです。説明が30分、質疑応答が30分となっております。また、終了後に意見開陳を行います。

それでは、参考人をご案内してまいりますので、暫時休憩します。

午後1時21分 休 憩

午後1時27分 再 開

(白川敏明委員長) 委員会を再開します。

本日は、児童相談所から見た児童虐待の現状と予防、児童虐待の対応にあたっての関係機関との連携の話を伺い、調査の参考とさせていただくため、福島県中央児童相談所の相談課長兼児童福祉司、新田修様にご出席をいただいております。

この際、参考人に一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、文教福祉常任委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。文教福祉常任委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに参考人からご意見をお述べいただき、その後委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、参考人から発言をお願いいたします。着席のままお話しください。

(新田 修参考人) それでは、皆さん、本日はよろしくようお願いいたします。県中央児童相談所相談課長の新田と申します。早速、当所における児童虐待の状況などについてご説明をさせていただきたいと思っております。

スライドの次のページ、1、児童相談所から見た児童虐待の現状と予防についてご説明をさせていただきます。

次のスライドをご覧ください。グラフと表のあるスライドになります。児童相談所から見た児童虐待の現状といたしまして、中央児童相談所が対応した平成27年度から令和2年度までの相談対応件数の推移についてご説明いたします。表とそれに対応したグラフがございます。まず、青色の折れ線グラフですが、こちらは中央児童相談所が受け付けた虐待相談のほか、非行相談や障害相談など全ての相談を含めた全体の対応件数となっております。平成27年度の1,576件から1,628件、1,680件と右肩上がり推移し、令和2年度は令和元年度と比べて減少しておりますが、過去2番目の件数となっております。

り、全体的には児童相談所での相談対応件数は増加傾向にあるというところでございます。

次に、棒グラフのほうをご覧ください。こちらは、同じく中央児童相談所で対応した年度ごとの身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの件数を積み重ねたものであります。こちらのグラフ上の軸は、右側の第2軸が軸となっております。虐待対応件数につきましては、平成29年度が前年度よりもやや減少していますが、全体的に右肩上がりでの推移をしており、令和2年度においては過去最も多い件数、461件となっております。その内訳となる虐待の種別につきましては、身体、性的、心理、ネグレクトいずれも増加傾向にあり、特に心理的な虐待につきましては平成27年度の64件から令和2年度には275件と4倍以上の増加となっており、どの年度においても心理的な虐待が多くを占めているところでございます。こうした状況から、虐待の対応件数は増加傾向にあり、その増加の割合の多くを心理的な虐待が占めているということになります。心理的な虐待が増加しているのは全国的な状況でございますが、この要因につきましては、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある点、いわゆる面前DVと言っているものでございますが、そういった夫婦間のけんかにさらされているということを警察が認知をいたしますと、一律児童相談所に心理的な虐待として通告をされると、その件数が増えているというところでございます。

次のスライドをご覧ください。こちらは、令和2年度の中央児童相談所で対応した虐待対応相談の主たる虐待者、複数の、父母で虐待を行った場合にはどちらか主の者をこのように計上するということが統計的になっておりまして、そちらをまとめたものがこちらの表や円グラフになります。ご覧のとおり、実父が最も多く244件、次いで実母が155件、実父以外の父が38件となっております。以前は子供と最も多く関わるお母さんが多かったわけですが、先ほど申し上げましたように、児童相談所への通告に面前DVの割合が非常に大きくなっておりまして、DVの加害者となる方の多くが男性、父親であることから、このような結果になっていると思われまます。

円グラフを見ていただきますと、実父でその虐待の内容としては心理的な虐待が70%程度、実父以外の父についても心理的な虐待の割合が多く、ほとんどが面前DVという状況でございます。実母につきましては、身体的、ネグレクトが同じような3割弱、心理的虐待は45%ですが、実母の心理的な虐待のうち面前DVはあまり多くないというような状況でございます。なお、そのほかといたしますのが同居しているほかの大人といたしますか、おじいちゃんだったり、おばあちゃんだったり、そういった方ということになります。統計的な現状は以上のようなところでありますが、次の資料をご覧ください。

児童相談所から見た児童虐待の予防ということでございますが、ご承知のとおり、厚生労働省では体罰が許されないものであることが法定化されたことを周知することで虐待の防止に取り組んでいるところでございます。こちらの資料は厚生労働省のホームページから抜粋したものでありまして、左側、たたかかれていい子どもなんて、いないんだよというメッセージのほか、右側には子供の権利について、またその下にはしつけと体罰の違いということ、さらにこのページは続いていくわけですが、

体罰を用いないしつけのヒントなども書いてあるところがございます。

こうした虐待防止法などの法整備や政府による広報などにより虐待についての認識が高まったことで、児童相談所としましては家庭への介入がしやすくなり、また過去には、今も多少はありますが、親自身が暴力を受けて育ってきたという方も身体的な暴力を振るう方には一定数おりまして、それを理由に自分もそうやって育ってきた、だから子供にそれをして何が悪いのだということをよく言う方がおりましたが、こういった国の作成しているものなどを提供することで、しつけに体罰を用いない状況にあるのだというようなご理解が以前よりも高まっているというように感じます。

また、このスライドの左側の真ん中より上に電話番号が2つ並んでいます。189と0120—189—783ですが、110番と同じように189と3桁で発信しますと、最寄りの児童相談所に24時間365日つながる、同じくフリーダイヤルのほうも児童相談所につながると、こういった相談のしやすい環境をつくるということで予防による取組が進んでいるということが感じられるところではございます。

次のスライドをご覧ください。こちらは、福島県の取組ということで少し書かせていただきました。1つ目が福島県子どもを虐待から守る条例ですが、こちら令和2年4月1日に施行されたもので、条例の提出理由、真ん中下に記載させていただいていますが、子供を虐待から守ることについて基本理念を定め、県、市町村、保護者、県民及び関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることで、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の日本を担う子供の人権が尊重され、かつ子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与するというところで、これも政府広報と同じように、県でこのような条例を定めたということが児童相談所の中での指導などでも生きているというふうに感じるところです。

また、こうした条例を受けるなどして、その下ですが、子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業という事業を県の児童家庭課で令和2年度より実施しております。こちらは、いわゆるCAPプログラム、虐待から子供を守るプログラムを行うというもので、職員といいますか、委託による事業なのですが、CAPのプログラムをやっている事業所が出向いて、子供や大人に対してプログラムを実施することで予防を図るということをしておりますので、参考までにお示しをさせていただきました。なかなか児童相談所ですとじかに相談を受ける、虐待の通告があって受けるということで、予防として直接行っているような事業がさきの電話相談ぐらいに今なっているところで、予防という関連ではこうしたところがあるのだというところで書かせていただいたところがございます。

次のスライドをご覧ください。2、児童虐待の対応にあたっての関係機関との連携でございます。今回ご依頼をいただく中で、特に市や警察、学校、教育、保育施設、医療機関との連携という話をいただいております。そのことを触れさせていただきたいと思いますが、なお虐待の対応にあたりましては、子供を地域で守っていくというためには多くの機関での連携というものが欠かせないところでございます。

次のスライドをご覧ください。こちらは市町村、児童相談所における相談援助活動系統図というこ

とで、国のほうで、厚生労働省のほうで作成しております児童相談所運営指針という児童相談所の手引といたしますか、マニュアルのようなものがあるのですが、その中で示されたものを少し加工といたしますか、色をつけたりしたものでございます。児童相談所はこのうち赤色にあります、児童相談所のほうに向いている矢印を見ていただきますと、左側から子供、家庭のほか、県の福祉事務所、市町村の支援拠点、青色で囲ってある各関係機関、こういったところから各種相談、虐待の通告などが入ってくるというところでございます。児童相談所の赤いところを見ていただきますと、相談に応じて相談、調査、診断、判定、一時保護などを実施しまして必要な援助をしていくわけですが、中には指導措置ということで里親に委託したり、施設に措置をしたりというようなことがございます。こういった児童相談所の取組に際しましても、緑の点線の楕円で囲ってありますが、地域との連携という点で要保護児童対策地域協議会との関係、連携が欠かせないというところでございます。これは、在宅でも保護中または措置をしてからもそれぞれの機関としっかりと連携して、お子さんの育ちを支えていくということで取り組んでおるところでございます。

次のスライドをご覧ください。こちらも国のほうで作成されています市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係図であります。左側に市区町村、その下に都道府県とありますが、その横にリスクの高低ということで、上側はリスクが低い、多くの方あるいは全てのお子さんが、家庭が利用するようなサービス、子育て世代包括支援センターの相談と乳幼児健診など、下のほうに行きますとリスクが高い方、特に必要な方だけが利用する支援ということで、児童相談所での相談や一時保護など、その真ん中に市区町村子ども家庭総合支援拠点、市町村の児童福祉担当部門になりますが、こうした機関の縦の連携、またそれをつなげていく要対協というこの仕組みがしっかりしていくということで、リスクの高低、高いお子さんも地域で支えていくということで、この体制を明確にしっかりとしていくということが重要ということになります。

次のスライドでございますが、市区町村、都道府県、児童相談所でございますが、その役割、責務の明確化ということで参考までにこちらを挙げさせていただきました。市町村におきましては、平成16年度の法改正におきまして、身近な場所で各種サービスを提供するという、予防や支援的な関与が期待されるという役割、一方児童相談所におきましては、市町村への助言や援助、先ほどのリスクが高いというところで児童相談所が対応するほか、市町村の支援をしていくという役割が重要とされているわけですが、市町村を支えることで地域での予防とか早期の介入を図っていくと、これを取り組んでいくのも児童相談所の役割とされています。このほか専門的な相談を直接行うことや立入調査、これは家庭が相談に応じない場合に家庭に入ってお子さんの安全確認を行うような取組ですが、そういった権限が児童相談所には付与されているということで、こうした機能を活用して子供たちを守っていくというところでございます。

次のスライドをご覧ください。こちらは虐待相談の経路、こちら中央児童相談所が令和2年度に対応した件数の経路になります。今回のお話をいただいた市町村ほかについて少しページといたしま

すか、黄色がかった網がけを表にしておりますが、その円グラフを下のほうに作成をしております。最も多い経路は警察になりまして、273件が警察から当所のほうに通告で来ていると。その円グラフを見ていただきますと、82%が心理的な虐待ということで、ほとんどがいわゆる面前DVということになります。次いで多い経路は市町村でありまして、こちらは身体的な虐待が57%ということで、特徴に違いが出ております。また、保育所というお話もいただいたのですが、保育所という統計的な区分ですと児童福祉施設の中に入りまして、件数は多くはなく6件、これは基本的に地域での窓口は市町村、軽微なうちに、軽微な相談については市町村で対応するというようになっておりますので、保育所等では早期に発見したものは市町村につなげているということがあるというふうに考えられます。また、医療機関は4件ということでございますが、そのうち3件は身体的な虐待ということで、実際に医療機関で重篤な状態に、例えば硬膜下血腫など頭部への外傷等で入院加療する際に虐待が疑われて通告をするというような重篤な事案が多いという印象を受けました。最後に、学校ですけれども、34件ということで、4番目に多い経路になりますが、身体的な虐待が8割を超えるということで、お子さんの様子から外傷に気づいて、基本的にはあざ、傷など外傷があるものは市町村よりも児童相談所に通告をするということがございまして、学校からの通告が多くなっているというふうに思われます。

次のスライドをご覧ください。(5)、学校、保育所との連携でございますが、各種手引などが出ているところでありますが、文部科学省のほうでは学校、教育委員会等向けの虐待対応の手引を作成されていまして、比較的新しく、令和2年6月に改訂されておるのですが、先ほど申し上げましたように、学校での対応の流れを文部科学省のほうでこのように、右側のフロー図ですが、示されて、真ん中下ほどに少しグレーがかったところがありますが、明らかな外傷等がある場合には1から4に該当するというので、児童相談所または警察に通告、通報する、これらに該当しない場合には基本的には市町村、こういったものを示されておりまして、これに基づいて学校のほうも通告をされて、連携もしているというところでございます。

このスライドの左側の下ですが、県で作成しています手引について参考までに挙げさせていただいております。保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引きでございます。こちらは、保育所の先生方も対象とした虐待の対応の手引となっております。

次のスライドをご覧ください。次は全体的に赤いスライドですが、助けての小さなサイン受け止めでということで、これも大分、10年ほど前に県の教育委員会で作成されたものですが、今でも活用されていると伺っておりまして、インターネットからもダウンロードができますが、学校にこれを貼って、何かあったときにこうしたフローをもって連絡をしてくださいと、担当の管轄の警察、児童相談所、市町村の課や係などを記載できるようなものが作成されております。

最後のスライドになりますが、次の(6)、児童虐待防止うつくしま宣言になります。こちらは、現在の県の要保護児童対策地域協議会となります福島県虐待から子どもを守る連絡会議というものが

ございまして、平成16年度に作成をしたものでございます。今でも県の児童家庭課のホームページからダウンロードできるようになっております。この宣言は、ふくしま子どもの虐待防止連携マニュアルの中で宣言されておりまして、各機関が子供の権利を尊重し、児童虐待は子供の心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える人権侵害であると述べ、虐待をしてしまう保護者も多くの悩みを抱え、援助を必要としていること、子供の最善の利益を守るため、力を合わせて早期発見、支援、子供や家庭全体への援助、関係機関が主体的に連携して支援に当たることを宣言したものでございます。各機関が力を合わせて、それぞれの持ち味を出して主体的に考えていくということによって、虐待の予防が強く図られるものというふうに今、日々感じているところでございます。

私のほうからのご説明は以上になります。ありがとうございました。

(白川敏明委員長) ありがとうございます。

以上で意見の開陳は終わります。

次に、質疑を行います。ご質疑のある方はお述べください。

(羽田房男委員) どうもありがとうございます。ただいまの最後に説明があった児童虐待防止うつくしま宣言のところでご説明がありましたように、中ほど、一方というところ、虐待をしてしまう保護者も多くの悩みや問題を抱え、援助する必要がありますという文言が出てきますけれども、(1)の児童相談所から見た児童虐待の現状というところでは、このところでネグレクトが53件というふうに記載されておりますけれども、ネグレクトに関して、消極的ネグレクトと積極的ネグレクト、この割合をもしご存じであれば教えていただければと思います。

(新田 修参考人) ネグレクトの積極的な、もしくは消極的なというところのご質問でありますが、申し訳ありません。この内訳、そのような統計を取っていないところがありまして、ここではお答えすることができないところでございます。印象としましては、どちらが高いということまで申し上げることは難しいところですが、どちらかというところが多いかなというところぐらいでございます。

(羽田房男委員) もう一点ですが、これは(4)の虐待相談の経路というところでご説明があったところでは、11ページになりますでしょうか。警察等からの相談が273件ということで一番多いというご説明がありました。私は、学校等からの相談が多いのかなというふうに自分の頭の中では思っておったのですが、警察等からの相談は、どのような経路と申しますか、どのような形で来るのでしょうか。経路と申しますか、直接来るのか、それとも警察のほうからどのような形で児童相談所のほうに相談が来るのかということをお伺いします。

(新田 修参考人) お答えいたします。

警察からの相談、通告ですが、ここにあります経路というのは児童相談所に直接連絡をした機関ということになります。ですので、警察からの273件というのは警察から直接児童相談所に連絡、通告があったものとなりまして、面前DVが非常に高い割合を占めていると申し上げましたが、面前DVは

基本的には書面での通告、事前に連絡はございますが、書面で通告がございまして、その通告を書面で受けまして、必要な対応を図っていくというものでございます。ただ、警察のほうではこの件数としてはどうしても心理的などに埋もれてしまうのですが、身体的な虐待などでは深刻なものはいわゆる身柄つきでの通告という言葉を使うのですが、お子さんを警察が保護して、そのお子さんの身柄を含めて通告しますよと、その日のうちに警察が児童相談所にお子さんを連れてくるという形の保護が一定数ございます。緊急的な保護が必要なものについては、基本的に身柄つきでの通告がありまして、児童相談所では多くの場合その身柄をお預かりして一時保護をすると、そのまま保護をするということが多くなっております。

(石山波恵委員) ご説明ありがとうございます。虐待に遭っている子供たちが、自分で声を上げるとするのはやはりなかなか少ないと思うので、子供のSOSをやはり気づくには連携というのがすごく大事だなと感じました。予防策として先ほど見守りサポーター養成事業というのが令和2年から始まったということで、委託事業と先ほどご説明がありましたが、予防策としてこの事業があるということなのですが、委託ですが、実際活動内容というか、どんな内容で、何人ぐらいで、令和2年度からやった成果というものが感じられているものかどうか、見守りサポーター養成事業についてちょっとお聞かせください。

(新田 修参考人) 見守りサポーター養成事業につきましては、県の児童家庭課で担当しております。虐待の予防として取り組んでおるところでございます。こちらは、CAPという取組がありまして、子供を虐待から守る一定のプログラムなのです。そちらが実施できる団体に事業を委託しまして、これを教育委員会のご協力をいただいて広く周知をしまして、学校や事業所のほうから連絡をいただいて実施していくと。プログラムも子供向け、また大人向けと分かれておりまして、大人には、両方とも共通のところでは子供にはそもそも当然権利がありますということです。その中で暴力を、当然権利がある存在ですので、用いないで関わっていきますよと。また、子供の声を聞く方法などについて、ロールプレイなどを通じて学んでいくと。子供に対しても同じように自分には権利があるのだということに加えて、困ったときにどのように声を上げたらいいのかということを実際にロールプレイ、声の出し方とかで学んでいくというものです。コロナということもありまして、私も昨年度までは児童家庭課のほうにいたものですから、関わっていたところなのですが、なかなか、スタッフに来てもらって学校などで行うというスタイルですから、ちょうど悪い時期に当たりまして、それでも年間1,000人を超える方から受講していただいて、今年度も継続しているというところでございます。

(高木直人委員) 本日は詳しいご説明ありがとうございます。虐待相談の経路の部分で、医療機関からの相談が例えば令和2年度に関して言いますと4件ございますけれども、医療機関からその報告が来るような、それほどかなり外傷的な、そういうお子さんが被害を受けられて医療機関からというおそらく通報になるかと思うのですけれども、そこまで医療機関にかかるほどの身体的傷害を受けた場合、いわゆるたとえ近親者であったとしても傷害事件扱いとか、そういった形になってくるのかとは

ちょっと思うのですけれども、そのようなケースというのはあったのでしょうか、教えてください。

(新田 修参考人) 過去には何か保護者が外傷を負わせて事件になるような事案、特に福島県におきましては大きな事件と言われていますのが、平成18年の泉崎村の死亡事案もございましたが、その場合、当然保護者は逮捕されると、適切な処罰を受けていらっしゃるということで、大抵そのような場合は今新聞報道等されるというふうに感じておりますが、決して多いわけではないということではあります、毎年数件は発生しているかと思われま。

(高木直人委員) そうしますと、この場合ですと医療機関からということでもかなり大きな傷害を受けての通報になったと思うのですけれども、医療機関以外からの、例えば学校からとか、市町村からとか、そういった身体的ないわゆる外傷、例えばあざが見られるとか、傷が見られるとか、そういったところで例えばそういう事件性までつなげていくような、どこまでの基準といたしますか、何かそういったものというのはございますか。

(新田 修参考人) お答えいたします。

警察とは連携ということで平成30年に情報共有の協定を締結しておりまして、その後国のほうでもより明確に警察との連携について通知も出されているところですが、基本的に外傷等がある事案については警察に情報提供を行うということを行っておりまして、一定の外傷ということだと大抵は警察に情報提供しております。その中で警察が事件化をする、しない、捜査に当たりまして対応されているということがございます。医療機関以外の大きな外傷でも数年前、おそらくゴルフバットでというような事案が中央児童相談所で起きて、新聞報道一定されていたかと思いますが、あちらも医療機関からの通告ではなく、それ以外の機関から来て事件化されたというものではございます。

(鈴木正実委員) なかなか大変な問題を抱えていらっしゃるというのは十分承知しておりますが、最初のところの虐待の現状で件数の推移という話がありましたが、ここ数年増加傾向にあるのだというご説明でした。単純にコロナ云々ということではないのかなという気がするのですが、この増えていく要因としてどのようなものをお考えなのか教えてください。

(新田 修参考人) お答えいたします。

要因というところは非常になかなか難しいということで私たちも日々話しておりますが、虐待というものが十分周知を図られていることで比較的通告が以前よりも早く来るようになったと、発見もその分されて上がってきているという印象を受けます。心理的な虐待については、面前DVという、虐待でもちょっと特殊なところもございますが、それ以外の身体的な虐待につきましても平成27年の34件から令和2年に123件ということで3倍以上増えていると。ただ、以前の印象、私も児童相談所のほうには18年ほど勤務をしておりますが、以前はもっとひどい外傷といたしますか、全身の打撲のようなことがそれなりにあったように思いますが、そこまでの外傷ということになる前に、例えばあざが頬にあったとかで通告が早い段階で来ているというところで、認識が非常に広まっている中で通告が増えているというところは感じております。コロナというところは、すみません、正直分からないと

いう、コロナ禍であっても増えているというところをございまして、特にコロナだから、どうこうというところを明確に言えるようなところはないところをございます。

(鈴木正実委員) 特に面前DVなんていうと、家の中で一緒に過ごしている時間が長ければ長いほどそういった傾向にあるなんていうのはいろいろ報道等では言われているわけで、そういったことが今般のコロナの中でのステイホームとかがいろいろ影響しているのかなんていう印象を持っていたのですが、特段そういうような傾向としては児童相談所のほうでは捉えていないということ。

(新田 修参考人) こちらの件数を見ていただきますと、心理的な虐待が平成30年の236件から令和元年に292件と増えましたが、令和2年は275件、ちょっと減っているのです。確かにコロナの関係で夫が在宅ワークになり、そこでトラブルになるという案件もちらほらとはあるのですが、かといって全体的に増えているのかというと、この数値からはそうでもないということもありまして、影響を受けている世帯もあれば、受けていない、あるいはそれは埋もれているということなのかもしれないですが、明確にコロナで大幅に増えているということはなく、何か影響を受けているケースはあるというところにとどまっております。

(鈴木正実委員) 主たる虐待者、その次のページになるかと思うのですけれども、実父、実母が圧倒的に多いというのは十分この資料で分かりますが、親の特徴というのですかね、見えっ張りであるとか、あるいは自分を、家の中では暴力を振るうのだが、外では大変いい父親に見えるとか、母親に見えるとか、体面を繕うタイプであるとか、どういった人間性を持っているのかなというのをちょっと知りたいと思ったのですが、そのような傾向的なものを把握されているのですか。

(新田 修参考人) お答えいたします。

ここは、どちらかというとも多い世帯としてはいろいろな苦勞があつて、例えば経済的な苦勞ですとか、生い立ちの苦勞があつてということで、見えっ張りは外でもいろいろなトラブルを起こしているというよりは、社会の中で何とか生活をされている方が多くいらっしゃるのかなという一方で、確かに見えっ張りであつて、外づらよく、いろいろな活動も積極的にされていた保護者の方や、あるいは外でも、例えば学校との間でのトラブルを生じさせている保護者の方もおりますが、全体的に生活面でもいろいろ苦勞されている方が多いという印象は受けます。

(鈴木正実委員) 生活面での苦勞というのは、今おっしゃったように経済的なもの、あとはかつて自分が子供だったときに虐待されていたという要因という理解でいいのですか。

(新田 修参考人) お答えいたします。

1つは、やはり経済面は非常に困窮しているご家庭、あまり裕福なご家庭というのも、なくはないですが、多くはないという状況で、あと保護者の方自身が一定の虐待を受けていらしたという方は少なくはない印象、ご自身も例えば保護者から暴力、あるいは放置され、ネグレクトをされて、学校も、中には高校も中退をしたとか、そういった様々な生活歴の中で自信を持たずに、子供に対して放置をしたり、あるいは適切なしつけということに至らずに、短絡的に暴力等に至ってしまうという方が一

定数いらっしゃると感じております。

(鈴木正実委員) そういった親さんへの児童相談所としての指導であるとか、あるいはその親さんからの直接の親さん自身の相談したいなのというのはあるのかと思うのですが、どのような対応をされているのか、そこを教えていただきたい。

(新田 修参考人) お答えいたします。

基本的に虐待の通告などがあれば、第一には子供の安全を守るところでございますが、次に子供が家庭で安心して生活できるようにしていくこととありますので、そのためには親御さんが何か苦勞を感じていることなどをしっかりと受け止めて、できればそういったものを解消して子供の養育に当たれるように取り組んでいるところであります。ただ、第一には子供の安全、子供と安心して生活していくためにはどうしても保護者の安定ということも欠かせないところであります。私たちができるところ、例えばお話を聞いたり、関わり方をお伝えしたり、あるいは私たちの中でできないこと、例えば保護者の方に障害等の何かハンディがあるような場合にはそちらのほうの支援につなげると、DVについては女性相談につなげるなど、そういったことで取り組んでいるところでございます。

(山田 裕委員) ありがとうございます。一昨日、施設の方からお話を聞いて、児童虐待の大きな要因として虐待の連鎖があるのだという説明を受けました。今日も自分が子供のときに親から虐待を受けていて、こういう形で虐待してしまっているという話あったのですけれども、今日のグラフ、表を見て改めて思ったのですけれども、心理的虐待があまりにも多い。子供が直接暴力を振るわれるというよりは、面前DVで子供に対して心理的な負担を強いるという状況が、それが増えたことによって虐待が増えているという説明もありましたけれども、この心理的虐待について虐待の連鎖ということも、これについてもやっぱり通用するものなのですか。

(新田 修参考人) お答えいたします。

印象でとどまってしまうところもあるのですが、親が夫婦げんかをする、それが一定の状況を超えて、初めて警察が認知をして、それが通告に至っているというところで、通常の夫婦げんかであれば通告には至らないというふうに感じているのですが、結構過度な夫婦げんかの中でこちらも関わらせていただくということになるわけですけれども、子供側から見れば何か葛藤があったとき、うまくいかないときにモデルとして学んでいくことになると思います。自分がうまくいかないときにご両親がやっているような、あるいは暴力で相手を押さえつける、あるいは言葉でひどいことを相手に言うということで問題に対して対処しようとするモデルになってしまうというところからいいますと、学んで自分が親になったときに相手の方に同じように対応してしまうというリスクを高めると感じるところでございます。

(山田 裕委員) なかなか深刻な話だと思います。

それで、もう一つですけれども、児童相談所として法的権限があるのだという説明がありました。

児童相談所が発動する際には通告があって初めて発動するということになるかと思うのですが、それ以前に児童相談所として調査するなり、パトロールするなりだとか、そういった通報以前に早期発見というような、そういった取組や何かもしているものなののでしょうか。

(新田 修参考人) お答えいたします。

こちらで何かパトロールをすとか、そういったところの取組は実施しておりません。ほぼ毎日通告はありまして、ほぼその対応に、今日も出てくる前にはいろいろとあって対応してということで、確かに人員的に何か予防的にというところだと、すみません、今お答えできるものがないところでございます。

(佐原真紀委員) 詳しいご説明ありがとうございます。今の質問に関連して、11ページ、虐待相談の経路として近隣の知人からの報告というのものもある程度ありますけれども、そこが例えば最終的にそこから通告があった場合のみがこの数字として入っていると思うのですが、近所であった場合、それを直接児童相談所ではなくて学校に連絡すとか、市に連絡すとか、別な流れでのもの、例えば児童本人からの連絡はこの表の中では少ないですけれども、本人が例えば警察に言うとか、学校や保育所の先生に言うという場合や何か、どうなのでしょうね、学校や医療機関が見つけてというよりも、本人や知人からの報告がどこかしらに入ってというパターンが多いのでしょうか。

(新田 修参考人) お答えいたします。

お子さんが学校の先生など身近な信頼できる大人に打ち明けて把握に至るということは一定数ございます。多くの機関ではそのような流れで、実際児童本人が何か発信をし、それを大人が受け止めて市や児童相談所に通告をするというものがありますが、一方で子供からするとそうした家庭環境がある意味当たり前であって、それがおかしいと気づくことが難しいお子さんも一定数いらっしゃる。そういった中では、やはり虐待ということは権利を損なうということをしっかり伝えていく必要があると感じますが、児童本人が周りに訴えるというのも一定数あるというところがございます。

(佐原真紀委員) 先ほど近隣から連絡があった際に児童相談所のほうがパトロールをするということはないということでしたけれども、近隣からの連絡が来た場合、それをどのように確実な虐待なのかという確認の仕方をしているのかという流れを教えてくださいたいのですが。

(新田 修参考人) お答えいたします。

虐待の通告を受けた場合の対応ということでございますが、どの機関から来てもまずは初期調査ということで、通常は通告を受けた当日に一定の調査をいたします。具体的には、住居が特定されているようなことでしたら、世帯の構成ですとか、あと所属があれば学校等に状況を問い合わせるということの周辺の情報を固めた上で家庭訪問を、48時間以内には安全確認をするということが基本でありますので、通告先を明かさず、基本的には通告の内容に応じた話をしていくわけですが、対応しております。パトロールということだと、県内全部回るような形、通告があれば基本的には48時間以内に子供の安全確認をするということにはなっておりますので、単純に見守るのではなくて、直接子供と

会うということが原則です。

(川又康彦委員) 2つお伺いしたいのですが、まず1つ目は現状の部分の数字についてなのですが、福島市のこども未来部のほうで児童虐待についての相談対応件数とか、同様な形で福島市の中での対応件数とかを説明いただいた際に、ちょっとカウントの仕方が変わってきているということで、この2年間については新規件数をカウントするようになったということで、以前だと150件以上あったのが、ここ2年だと40件から50件ぐらいの間に減っているような数字になっていたのですが、今回お示しいただいたものについては、それはこれまでのカウントの仕方というのは、継続している虐待の相談件数についてもカウントしていたということだったのですが、今回の四百数十件というのは新規の相談件数ということによろしいのですか、それとも継続して去年も相談が続いて、今年も相談が続いている部分についてもカウントしてこの件数なのということなのか、その辺についてまず1つお伺いしたいことと、あともう一つは福島市との関わりという部分だと、要対協の存在というのが非常に大きいと思っているのですが、年間で福島市の要対協が100件以上開催しているという、個別ケース検討会議ですね、それはあるということの説明をいただいていたのですが、これをやることによって実際に支援する、福島市が扱うものなのか、それ以降、それとも相談所さんが扱ってやるべきなのか、どういったことを内容によって具体的に決めて、何を基準にそういうものを決めていくのかということを少し具体的に教えていただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

(新田 修参考人) お答えいたします。

まず、カウントの仕方ですが、こちらにつきましては基本的に前年度からの通告で継続しているものについては、例えば令和3年度に受け付けた、そのまま継続しているものについては令和4年度では受付はしていないというはずとそのまま、児童相談所のほうでは変わりはありません。ただ、一方で相談件数、虐待も不登校とかの相談の取り方も一緒なのですけれども、一回相談が終わって、例えば令和4年度に4月に相談が来て、4月中にもし終わつたと、改めて6月に相談が来たということになると、相談別ということで、2件というような取扱いでございまして、中には虐待で極端な話5年ほど連続して関わっているというものは、5年前に受付してからその後ずっと取らないでくる。施設に入っていらっしゃるお子さんは、例えば3歳の頃一度受付をして、そのままずっと児童相談所も関わっていくわけですが、中には18歳まで、あるいはもう少しいるお子さんもいますが、その後受付をしないでもずっと関わっているということもありまして、先ほどおそらく市のほうでお話しされていたのは、継続されていたのは翌年度もう一回取り直すということですかね。そういった取扱いはしておりません。

もう一つの市の要対協の個別ケース会議での取組ですが、これもある程度手引のようなものが出てはおるのですが、個別のケースの会議は特にその世帯に直接関わる方が参加をするという会議になるわけですが、そこでは情報を共有し、その上でアセスメント、強化、リスク面、それは緊急性が高いとかいうことや、どうしてこういうことが起きているのかというような評価をして、その内容

に応じて、リスクが高いものについては児童相談所が主に担当する、そうでないものは市町村が主に担当するということが基本にはなっています。その中でリスクアセスメントツールというような所定の様式などいろいろあるのですが、そういったものを使いながらリスクを見極め、どちらがどのように担当し、またどのような支援をしていくのかということを決めていくことが個別ケース会議の中では基本となっております。

(川又康彦委員) そうすると、対応によって参集範囲とかも変わってくるのだと思うのですが、個別の対応によって市側として相談所さんのほうでこういったところまでやってくださいとか、やってもらえますかというような、そういう指導的なものもその中で出てくるという感じなのですか、それとも単純に割り振って、あとは決まった手順によって対応してもらおうようなのはある程度決まっているという感じなのですか。

(新田 修参考人) ケース・バイ・ケースのようなところはありますが、その世帯の状況、情報を出してリスクを評価し、そのリスクの状況に応じてどの機関が何をしていくのかというのを話し合っていくと。先ほど指導ということがございましたが、児童相談所は事案を多く経験しているというところもありますので、その中に市町村にやっていただきたいような案件、中には市町村の特徴の一つとしては在宅の多数のサービスを持っていらっしゃる、保育所だったり、障害福祉であったりというような、あるいは児童の関係でもありますが、そういったものの調整ということを市のほうでしていただけないかというようなことはお話をしていくことはあると思います。あと、そういった中である程度明確に支援の計画が立てられたほうが望ましいとはされてはいます、曖昧にすると誰がいつどうやるかが決まらず、そのまま流れてしまう。次回集まったときに実はやっていなかった、そもそもどこがやることになっていたか分からなかったということになってしまうとあまり適切ではないので、その会議の場である程度いつまでにどの機関が何をしていくか、それも意見を聞きながらその会議の場で決めていくことが基本と感じております。

(川又康彦委員) 質問ばかりで申し訳ないのですが、基本的に県北のほう持たれているのですが、福島市以外も各町ともそういう、町の要対協とか、そういったものも当然あって、同様にやっているような形と捉えてよろしいのですか。

(新田 修参考人) お答えいたします。

自治体規模によっていろいろ組織規模は違いますが、基本的には同じような代表者会議、要対協、3層構造でありまして、その機関の長が集まるような代表者会議、また進行管理や研修などを行う実務者会議、あと随時集まって個別のケース検討を行う個別ケース検討会議、それを行うということでどの自治体も実施をしております。

(川又康彦委員) ちょっとお答えしにくいかもしれませんが、福島市の部分で、中核市という形で、それぞれほかと比べていい部分と、ちょっとなかなかこの部分少しほかと比べてとかという部分がもしあるようでしたら教えていただけるとありがたいのですが。

(新田 修参考人) お答えいたします。

県北管内の6割程度を福島市が人口規模でいきますと占めるというところで、当然組織の規模も変わっておりまして、いいところとしましてはサービスが豊富であるということです。また、組織も分かれていますので、各組織の職員の方がより専門性がある。そのほかの県北の市町村につきまして、規模が1万人程度のところ、伊達市などで多くても5万人程度ですかね。そういったところはやはり規模が小さい。ただ、メリットとして特定の方が比較的幅広く関わるということがありまして、小規模のほうが組織の連携を図りやすいということも、私は過去ほかの地区も担当したことがございますが、中には1,000人や数千人規模のところだと、1人の担当の方が、例えば保健師さんが出生前から、妊娠期から亡くなるまでお一人の方が全部自治体内を把握されているということがあると、その方との連携で本当に村の中が全て把握できるような。大きなところだと専門性が高く、また小さなところだと連携が1人の方がみんなやっていたりして図りやすいというようなところがあるかと思えます。

(白川敏明委員長) よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) それでは、以上で質疑を終了いたします。

この際、参考人の新田様には委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、文教福祉常任委員会のためご出席くださり、また貴重なご意見を述べていただき、心から感謝申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(白川敏明委員長) それではここで、暫時休憩いたします。

午後2時31分 休 憩

午後2時33分 再 開

(白川敏明委員長) 委員会を再開します。

参考人招致の意見開陳を行います。

本日は、参考人招致により、児童相談所から見た児童虐待の現状と予防、児童虐待の対応にあたっての関係機関との連携などを確認しました。そこで、本日の説明を受けて委員会として重要と考えるポイントや本市が取り組むべき課題など、各委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

それでは、順番にお願いいたします。

(鈴木正実委員) 見守りサポーターというところがやっぱり聞いていた中では非常に大事なことかなと。児童相談所でやっている部分と市独自の見守りサポート体制みたいなのがもう一つあってもいいのかなと。

あとは、前回もお聞きしたとおり、親の再教育ではないのでしょうかけれども、親の認識を変えていくための仕組みづくり、小さいときに虐待されていたから、虐待するのだというような連鎖を防いで

いくことというのも一つ予防策としては非常に大事なのか。親に対する改めての何か直接的な指導できるような体制とか、そういうものも一つ考えていかななくてはならない、そんな状況になっているのかなど。

あとは、もう一つは通告が非常にスムーズになって多くなったがゆえに認知件数が増えているということ、この通告の体制もやっぱり今ある程度関心を持っている、それを持続できるような通告体制というのも、これも予防策としては非常に大事なことなのかなという感じを受けました。

(山岸 清委員) 今回は児童虐待だから、ある程度大変なところが分かったのだけれども、私は学校と児童相談所の関係というの、学校でPTAやっていたとき、学校の校長は児童相談所の世話になる、児童相談所へ通告するのをうんと嫌がるのね。何だか知らないけれども、学校の名誉維持というか、誇りが傷つけられるのか何だか、児童相談所に通告するのをうんと嫌がっていたのはあるのね。ところが、やっぱり今聞いてみると、児童虐待を防止するにはそこら一緒にならなければならないのだけれども、ただそれを聞くのはちょっとやぶ蛇になるから、駄目なので、やめていたのだけれども。

あともう一つは、福島市は中核市だから、児童相談所を設置してもいい市になったのだけれども、市でやったほうがいいのか、県でやったほうがいいのか、どっちがいいのか、メリット、デメリットなんていうのも聞きたかったのだけれども、下手に聞いてやぶ蛇になると駄目だから、これもやめておいた。児童虐待をできる限り防止するようにあらゆる手を使ってうまくいけばいいと思っています。

(佐原真紀委員) 前回の説明を受けたときも今回の説明も同じ意見なのですが、思っていたよりもすごくしっかり取り組んでくださっていて安心できた面は多かったのですが、やはり同じようには実際そういう子が発見されたときの対応がしっかりしたとしても、そこに至るまでの防止策が欠けているなど思っているの、それを今後どうしていくかが鍵になってくるのかなと感じました。

そして、鈴木委員と同じように、見守りサポーター、周りでもCAPの研修を受けている人たちが若い人たちにもたくさんいるので、今はコロナでなかなかその活動ができていないということでしたけれども、今後その活動にも期待して、より防止、未然に防ぐところに力を入れていただきたいなど感じました。

(高木直人委員) 私は、今日も質問させていただいたのですけれども、本当に子供が傷を負ったり、傷害を受けたりというところ、ここをやはり何としても防がなければならない。また、例えば全国的には育児放棄をして子供が餓死するなんていうとんでもない話もあるぐらいで、例えばそれについても、先ほど通報があって48時間以内にお子さんの安全確認をするという取決めがあるというふうに話がございましたけれども、特にそういったところをこれからもいろんな機関同士で連携を取りながら、一番は子供さんの安全の確保といいますか、そういった痛ましい事件とかが繰り返されないような、そういった体制づくりができるように、福島市としても今後またそういったところの取組が必要になってくるのかなというふうに感じました。

(石山波恵委員) やはり子供が育つ環境というのがいかに大事かと。例えば同じ家庭内でもお金がな

かったり、心の余裕がなかったり、全てにおいて余裕がなくなって、夫婦げんかになって、それが普通の夫婦げんかではなく、異常なほど、警察沙汰になるぐらいの夫婦げんかになると、子供はそれが心理的虐待に感じて、こんなに心が傷ついてしまうという心理的虐待、面前DVがいかに多いかというのをこのグラフでも見て、子供というのはやはり親の姿を見て育つのが子供なので、やはり親のほうをしっかりとさせるにはどうしたらいいかということで、もちろん児童相談所に相談に来た対応も大事ですけれども、相談にならないように予防策として改めて、先ほど見守りサポーター、予防策として出ていましたけれども、そのほかにもあとそういうことが起きないように家庭がしっかりしているかどうかというところをそれぞれ学校なり保育所なりというのもやっぱり気を遣いながら、一件でも少なくなるような努力が大事だと思いました。

(山田 裕委員) 質問でも言いましたけれども、やはり心理的虐待がこれほど多いということですから、家庭内でのDV、女性に対する暴力の問題と子供の虐待というのは一体なのだというふうに改めて思いました。ですから、子供の問題と同時に女性の問題でもあるということで、もうちょっと、子供に集中するのも大切ですが、全体を網羅したような、そういう視点での解決策を模索するということが必要なのではないかなというふうに感じました。

あとは、通報のところですが、心理的虐待で警察というところが一番多いのですよね。つまり暴力を受けたお母さんが警察に通報するというケースだと思うのですが、子供はこれをできないのです。ですから、周りの人たちが少しの変化でもきちんと気づいてあげるといって、気づいても対応しなかったというケースもありましたけれども、その辺の繊細な、緻密な対応が必要かなと改めて感じました。

(羽田房男委員) 2つです。1つは、児童虐待がニュースなどで報道されると、例えば虐待をした父親の方はしつけのためにやったのだというふうによく報道されます。先ほどの説明でも児童虐待の予防というところで、厚生労働省のホームページから取ったのですよということで、しつけと体罰の違いって何という、そういうところがありましたので、しつけと体罰は違うのですよという社会的な啓蒙、発信が必要ではないのかなというふうに思いました。

もう一点は、ネグレクトに関して消極的、積極的に分けてどの程度ですかというお尋ねをしたというのは、一般的に消極的ネグレクトというのは、例えば生活困窮や疾病によって、そのためにネグレクト、虐待をしてしまうということで、積極的ネグレクトというのは別ですから。ですから、手当てが十分にできるのは、消極的ネグレクトに関して、生活困窮、疾病というものを分けて、行政の中でその方々に援助できるような体制ができればいいのかなと。今後の課題なのでしょうけれども、やはりネグレクトといっても一くくりにしてしまうと、生活的な困窮もないし、何もなければ、あえて子供を虐待してしまうという方と、本当に虐待はしたくないのだけれども、生活が行き詰まって、病気が行き詰まって、その反動でしてしまうという、そういう消極的ネグレクトというところもあるので、そういうところをちょっと分けて僕たちも考えていってはどうなのかなというふうに感じ

ました。

(川又康彦委員) 今日の私の意見としては、児童相談所の方のお話を伺って、まず1つは相談の窓口として児童相談所が担っている役割というのはやはり大きいなというふうに改めて感じました。先日の当局からの説明の中でも市への相談件数というのがありますけれども、児童相談所になると相談の数の桁が違うぐらい多いということで、そのところを市側がどのように明確に把握していくのかというのは1つ大きな課題だなと思いました。特に要対協の中でその役割がどういうふうには、児童相談所と福島市の中で役割分担というのはどういうふうにしていくのかというのをもっと明確にすべきなのではないかなということと、併せて福島市側がきちんと支援という形で判断された児童に対しては、今年からこども家庭センターということで政府の体制が一つになって、よりうまく機能することを期待はしておりますけれども、ある程度窓口を一本化することで、きちんと対応をやっているのだよという部分をはっきりさせていくことが非常に重要なのかなと感じました。

(白川敏明委員長) ご意見をいただき、ありがとうございました。

本日いただいた意見については、正副委員長手元で内容を整理させていただき、調査のまとめの際にお示しさせていただきたいと思います。

意見開陳は以上といたします。

最後に、その他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) なければ、以上で文教福祉常任委員会を終了します。

午後2時46分 散 会

文教福祉常任委員長

白 川 敏 明